

令和 8 年 5 月 22 日

学校法人帝塚山学院

理事会 御中

学校法人帝塚山学院

監事（常勤）大西 弘之 ㊟

監事 碩 省三 ㊟

監事 山根敬介 ㊟

監 査 報 告 書

私たちは、私立学校法第 52 条第 1 号及び学校法人帝塚山学院寄附行為第 29 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、学校法人帝塚山学院の令和 7 年度(令和 7 年 4 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査いたしました。その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査に当たり、理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。

理事会、理事会常務委員会及び評議員会に出席し、理事及び評議員の職務遂行状況を注視し、検証いたしました。

主要な会議に出席し、業務の推進状況等を把握するとともに、理事及び職員から職務及び業務の執行状況等についての報告を適時に受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。

特に、令和 7 年度は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制（内部統制システム）の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、理事及び職員からその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告については、本部事務局、各設置学校から、令和7年度に係る詳細な事業報告及び第2次中期事業計画の最終年度としてその進捗状況の報告を受け、検証いたしました。

内部監査室と連携して監査を実施いたしました。

会計監査人の会計監査の相当性を確保するうえで、独立の立場が維持され、かつ、適正な監査を実施しているかについて、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について通知を受けました。

令和7年度に係る計算書類（資金収支計算書、活動区分収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）及びその附属明細書については、会計監査人からの会計監査報告の相当性を検討いたしました。

財産目録については、その適法性を検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び寄附行為に従い、学校法人帝塚山学院の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人上本町監査法人の監査の方法及び結果は相当と認めます。

- (3)財産目録は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）で定めるところに従い、適法に作成しているものと認めます。

令和 8 年 5 月 22 日

学校法人帝塚山学院

評議員会 御中

学校法人帝塚山学院

監事（常勤）大西 弘之 ㊟

監事 碩 省三 ㊟

監事 山根敬介 ㊟

監 査 報 告 書

私たちは、私立学校法第 52 条第 1 号及び学校法人帝塚山学院寄附行為第 29 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、学校法人帝塚山学院の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査いたしました。その方法及び結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査に当たり、理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。

理事会、理事会常務委員会及び評議員会に出席し、理事及び評議員の職務遂行状況を注視し、検証いたしました。

主要な会議に出席し、業務の推進状況等を把握するとともに、理事及び職員から職務及び業務の執行状況等についての報告を適時に受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。

特に、令和 7 年度は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制（内部統制システム）の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、理事及び職員からその構築及び運用状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告については、本部事務局、各設置学校から、令和7年度に係る詳細な事業報告及び第2次中期事業計画の最終年度としてその進捗状況の報告を受け、検証いたしました。

内部監査室と連携して監査を実施いたしました。

会計監査人の会計監査の相当性を確保するうえで、独立の立場が維持され、かつ、適正な監査を実施しているかについて、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について通知を受けました。

令和7年度に係る計算書類（資金収支計算書、活動区分収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）及びその附属明細書については、会計監査人からの会計監査報告の相当性を検討いたしました。

財産目録については、その適法性を検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び寄附行為に従い、学校法人帝塚山学院の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人上本町監査法人の監査の方法及び結果は相当と認めます。

- (3)財産目録は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）で定めるところに従い、適法に作成しているものと認めます。